

令和6年第3回姫路市議会
定例会提出議案

(議案第108号～議案第127号)

目 次

ページ

議案第108号	姫路市播磨臨海地域道路等整備基金条例について……………	1
議案第109号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例について……………	3
議案第110号	姫路市国民健康保険条例の一部を改正する条例について……………	8
議案第111号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提 供に関する条例の一部を改正する条例について……………	9
議案第112号	姫路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例について……………	10
議案第113号	姫路市平和資料館条例の一部を改正する条例について……………	11
議案第114号	姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例について……………	12
議案第115号	姫路市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例 について……………	13
議案第116号	姫路市立公園条例の一部を改正する条例について……………	15
議案第117号	姫路市附属機関設置条例の一部を改正する条例について……………	16
議案第118号	契約の締結について……………	17
議案第119号	契約の締結について……………	18
議案第120号	契約の締結について……………	19
議案第121号	契約の締結について……………	20
議案第122号	国家賠償請求事件に係る和解について……………	21
議案第123号	市道路線の認定及び廃止について……………	23
議案第124号	令和5年度姫路市水道事業会計剰余金の処分について……………	37
議案第125号	令和5年度姫路市下水道事業会計剰余金の処分について……………	38
議案第126号	姫路市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について……………	39
議案第127号	議決更正について……………	40

議 案 第108号

令和 6年 9月 4日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市播磨臨海地域道路等整備基金条例について

姫路市播磨臨海地域道路等整備基金条例を次のように制定する。

姫路市播磨臨海地域道路等整備基金条例

(設置)

第1条 姫路市が実施する播磨臨海地域道路に関連する道路ネットワーク整備事業の資金に充てるため、姫路市播磨臨海地域道路等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するために必要な場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 1 0 9 号

令和 6 年 9 月 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のよう
に制定する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

目次

第 1 章 関係条例の一部改正（第 1 条—第 1 5 条）

第 2 章 経過措置

第 1 節 通則（第 1 6 条・第 1 7 条）

第 2 節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過
措置（第 1 8 条—第 2 0 条）

附則

第 1 章 関係条例の一部改正

（姫路市職員給与条例の一部改正）

第 1 条 姫路市職員給与条例（昭和 2 9 年姫路市条例第 1 8 号）の一部を次のように
改正する。

第 1 5 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 1 5 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1
号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（姫路市職員共済条例の一部改正）

第 2 条 姫路市職員共済条例（昭和 2 9 年姫路市条例第 2 7 号）の一部を次のように

改正する。

第17条第3号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第18条第2号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第28条第1項及び第44条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(姫路市職員退職手当条例の一部改正)

第3条 姫路市職員退職手当条例（昭和38年姫路市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(姫路市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第4条 姫路市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年姫路市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(姫路市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第5条 姫路市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年姫路市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第18条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(姫路市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例の一部改正)

第6条 姫路市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（平成15年姫路市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第23条及び第24条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(姫路市公害防止条例の一部改正)

第7条 姫路市公害防止条例（昭和48年姫路市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第55条及び第56条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(姫路市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第8条 姫路市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年姫路市条例第2

4号)の一部を次のように改正する。

第18条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(姫路市中央卸売市場条例の一部改正)

第9条 姫路市中央卸売市場条例(昭和46年姫路市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項第3号イ、第17条第3項第2号及び第29条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(姫路市屋外広告物条例の一部改正)

第10条 姫路市屋外広告物条例(平成8年姫路市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第29条の2中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(姫路市ホテル等の建築等の適正化に関する条例の一部改正)

第11条 姫路市ホテル等の建築等の適正化に関する条例(平成21年姫路市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(姫路市消防団条例の一部改正)

第12条 姫路市消防団条例(昭和25年姫路市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(姫路市消防団員退職報償金支給条例の一部改正)

第13条 姫路市消防団員退職報償金支給条例(昭和39年姫路市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(姫路市教育職員退職手当条例の一部改正)

第14条 姫路市教育職員退職手当条例(昭和38年姫路市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正)

第15条 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和26年姫路市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第2章 経過措置

第1節 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第16条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）

（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第17条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

(姫路市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

第18条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴された者は、第1条の規定による改正後の姫路市職員給与条例第15条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(姫路市職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

第19条 刑法等一部改正法等の施行前にした禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の姫路市職員退職手当条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに姫路市職員退職手当条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(姫路市教育職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

第20条 刑法等一部改正法等の施行前にした禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第14条の規定による改正後の姫路市教育職員退職手当条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに姫路市教育職員退職手当条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議 案 第 1 1 0 号

令和 6 年 9 月 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

姫路市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市国民健康保険条例の一部を改正する条例

姫路市国民健康保険条例（昭和 3 4 年姫路市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 3 条第 5 項」を「第 2 条第 5 項」に改める。

第 2 8 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議 案 第 1 1 1 号

令和 6 年 9 月 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年姫路市条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 市長の款生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるものの項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 1 1 2 号

令和 6 年 9 月 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

姫路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を次のように制定する。

姫路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

姫路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2
6 年姫路市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 3 項中「修了したもの」の次に「（研修計画を定めた上で、放課後児童
支援員としての業務に従事することとなった日から起算して 2 年を超えない範囲内で
当該研修計画により定められた日までに修了することを予定している者を含む。）」
を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 第 1 1 3 号

令和 6 年 9 月 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市平和資料館条例の一部を改正する条例について

姫路市平和資料館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市平和資料館条例の一部を改正する条例

姫路市平和資料館条例（平成 8 年姫路市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

観覧料

区分		金額（1 人につき）	
		個人	20 人以上の団体
常設展示観覧	一般	円 250	円 200
	中学生・小学生	50	40
企画展示観覧		無料	

備考

- 1 常設展示観覧とは、資料館が常設展示室で平常的に展示する資料の観覧をいい、企画展示観覧とは、資料館が主催して多目的展示室で特別に展示する資料の観覧をいう。
- 2 一般とは、中学生・小学生以外の者で 15 歳以上のものをいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 1 1 4 号

令和 6 年 9 月 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例

姫路市営住宅管理条例（平成 9 年姫路市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号の表中

「

神屋寮	姫路市神屋町四丁目 3 4 番地	を削り、
-----	------------------	------

」

「

六角住宅	姫路市菅生台 6 番地	を
	姫路市菅生台 1 2 番地 1	
	姫路市菅生台 1 4 番地	

」

「

六角住宅	姫路市菅生台 1 2 番地 1	に改める。
	姫路市菅生台 1 4 番地	

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 1 1 5 号

令和 6 年 9 月 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について

姫路市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

姫路市道路附属物自転車等駐車場条例（平成 2 5 年姫路市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

御着駅前自転車置場	姫路市御国野町御着 3 2 3 番地 5	自転車 原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車
-----------	-------------------------	--------------------------------------

を

」

「

御着駅前自転車置場	姫路市御国野町御着 3 2 3 番地 5	自転車 原動機付自転車
手柄山駐輪場	姫路市岡田 4 8 7 番地 1	普通自動二輪車 大型自動二輪車
手柄山第二駐輪場	姫路市西延末 4 4 番地 1 3	自転車

に

」

改める。

別表第2に次のように加える。

手柄山駐輪場	午前5時から翌日午前0時30分まで
手柄山第二駐輪場	午前5時から翌日午前0時30分まで

別表第3に次のように加える。

手柄山駐輪場	自転車	130円	2,300円 (3階部分にあ っては、2,1 00円)	6,300円 (3階部分にあ っては、5,7 00円)
	原動機付自転車	260円	3,900円	10,700円
	普通自動二輪車			
	大型自動二輪車			
手柄山第二駐輪 場	自転車	130円	2,300円	6,300円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市長が告示で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 手柄山駐輪場及び手柄山第二駐輪場に係る姫路市道路附属物自転車等駐車場条例第21条第1項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、姫路市道路附属物自転車等駐車場条例第19条から第21条までの規定により行うことができる。

議 案 第 1 1 6 号

令和 6 年 9 月 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立公園条例の一部を改正する条例について

姫路市立公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立公園条例の一部を改正する条例

姫路市立公園条例（平成 1 8 年姫路市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 4 第 2 項中「第 4 条第 1 項ただし書」の次に「（法第 5 条の 9 第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設である建築物（政令第 6 条第 1 項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合における当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 1 0 0 分の 1 0 を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 第 1 1 7 号

令和 6 年 9 月 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

姫路市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市附属機関設置条例の一部を改正する条例

姫路市附属機関設置条例（平成 2 6 年姫路市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の款姫路市建設局指定管理者選定委員会の項中「審査」の次に「（姫路市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会に係る担当事務を除く。）」を加え、同款に次のように加える。

姫路市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会	次に掲げる事項に関する調査審議及び審査 (1) 都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 5 条の 2 第 1 項の規定による公募設置等指針の策定 (2) 都市公園法第 5 条の 4 第 3 項の規定による設置等予定者の選定 (3) 都市公園法第 5 条の 2 第 1 項に規定する公募対象公園施設を設置する公園の管理を行わせる指定管理者の候補者の選定
------------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 1 1 8 号

令和 6 年 9 月 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

姫路市本庁舎照明器具改修工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提出する。

記

工 事 名	姫路市本庁舎照明器具改修工事
工 事 場 所	姫路市安田四丁目 1 番地
工 期	令和 7 年 1 1 月 2 8 日限り
契 約 金 額	3 8 1, 3 2 6, 0 0 0 円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	姫路市御立中三丁目 1 2 番 2 9 号 株式会社世光電気 代表取締役 松居 弘幸

議 案 第 1 1 9 号

令和 6 年 9 月 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

姫路市営上野住宅 3・4 号棟解体及び集会所新築（建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提出する。

記

工 事 名	姫路市営上野住宅 3・4 号棟解体及び集会所新築（建築）工事
工 事 場 所	姫路市花田町小川 5 5 1 番地 1
工 期	令和 8 年 1 月 3 0 日限り
契 約 金 額	2 7 2, 8 0 0, 0 0 0 円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	姫路市土山二丁目 1 3 番 1 7 号 株式会社原田工務店 代表取締役 原田 一男

議 案 第 1 2 0 号

令和 6 年 9 月 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

宮内川排水ポンプ場ポンプ等設置工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提出する。

記

工 事 名	宮内川排水ポンプ場ポンプ等設置工事
工 事 場 所	姫路市網干区大江島地内
工 期	令和 8 年 3 月 1 3 日限り
契 約 金 額	9 1 8 , 5 0 0 , 0 0 0 円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	東京都千代田区神田多町二丁目 9 番 2 号 新菱工業株式会社 代表取締役 菅家 誠司 代理人 明石市本町 2 丁目 2 番 2 0 号朝日生命ビル 新菱工業株式会社関西支店 支店長 奥原 武久

議 案 第 1 2 1 号

令和 6 年 9 月 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

姫路市立飾磨小学校校舎長寿命化改修等（建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提出する。

記

工 事 名	姫路市立飾磨小学校校舎長寿命化改修等（建築）工事
工 事 場 所	姫路市飾磨区恵美酒 2 2 番地
工 期	令和 8 年 1 月 3 0 日限り
契 約 金 額	5 4 8, 9 0 0, 0 0 0 円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	姫路市辻井一丁目 1 番 2 3 号 株式会社赤鹿建設 代表取締役 赤鹿 竜夫

議 案 第 1 2 2 号

令和 6 年 9 月 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

国家賠償請求事件に係る和解について

国家賠償請求事件について、下記のとおり和解したい。

地方自治法第96条第1項第12号の規定により提出する。

記

1 事件名 令和5年(ワ)第268号

国家賠償請求事件

2 当事者 原告

被告 姫路市安田四丁目1番地

姫路市

代表者 市長 清元 秀泰

3 事件の概要

原告は、令和4年5月6日午後7時頃、同行者と共に、市道手柄34号線の歩道を南から北に向かって歩行中、姫路市三左衛門堀西の町21番地先の水路に転落し、第1腰椎圧迫骨折、右踵骨骨折等の傷害を負った。

原告は、当該傷害に係る治療費、慰謝料、後遺障害逸失利益等について、令和5年5月16日、被告に対し、損害賠償金3269万8748円及びこれに対する令和4年5月6日から支払済みまでの年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める訴訟を提起した。

訴訟においては、令和5年6月19日の第1回口頭弁論及び同年7月11日から令和6年7月23日まで計8回の弁論準備手続を重ねてきたが、同日に次の条項で裁判所から和解案の提示を受けた。

4 和解条項

- (1) 被告は、原告に対し、本件解決金として1300万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前号の金員を、令和6年11月15日限り、原告の指定する預金口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告及び被告は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、原告と被告との間には何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

議 案 第 1 2 3 号

令和 6 年 9 月 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

市道路線の認定及び廃止について

下記路線を市道として認定し、及び廃止したい。

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により提出する。

記

1 認定する路線

路 線 名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
城北 3 4 4 号線	姫路市北平野台町 7 7 4 番 1 9 地先	
	姫路市北平野台町 7 7 4 番 1 2 4 地先	
城北 3 4 5 号線	姫路市北平野台町 7 7 4 番 1 9 地先	
	姫路市北平野台町 7 7 4 番 1 2 8 地先	
安室 3 7 8 号線	姫路市御立東二丁目 5 0 0 番 6 地先	
	姫路市御立東二丁目 5 0 9 番 1 地先	
安室 4 1 1 号線	姫路市御立東二丁目 5 1 1 番 8 地先	
	姫路市御立東二丁目 5 1 1 番 1 0 地先	
安室 4 1 2 号線	姫路市御立東二丁目 5 1 0 番 2 2 地先	
	姫路市御立東二丁目 5 1 0 番 9 地先	
安室 4 1 3 号線	姫路市御立東四丁目 1 4 番 5 地先	
	姫路市御立東四丁目 1 4 番 9 地先	

高岡 310号線	姫路市東今宿六丁目1130番7地先	
	姫路市東今宿六丁目1130番12地先	
城陽 329号線	姫路市南条二丁目5番地先	
	姫路市飾磨区阿成33番2地先	
城陽 330号線	姫路市南条一丁目1番地先	
	姫路市飾磨区野田町134番地先	
手柄 232号線	姫路市飯田774番3地先	
	姫路市飯田774番5地先	
高浜 299号線	姫路市飾磨区上野田五丁目201番地先	
	姫路市飾磨区阿成植木1133番地先	
高浜 300号線	姫路市南条三丁目1番地先	
	姫路市飾磨区三宅二丁目23番1地先	
八幡 395号線	姫路市広畑区西蒲田152番2地先	
	姫路市広畑区西蒲田57番8地先	
八幡 396号線	姫路市広畑区才50番11地先	
	姫路市広畑区才50番3地先	
勝原 373号線	姫路市勝原区熊見328番6地先	
	姫路市勝原区熊見328番10地先	
御国野 141号線	姫路市御国野町深志野106番5地先	
	姫路市御国野町深志野106番11地先	
御国野 142号線	姫路市御国野町国分寺746番12地先	
	姫路市御国野町国分寺746番22地先	

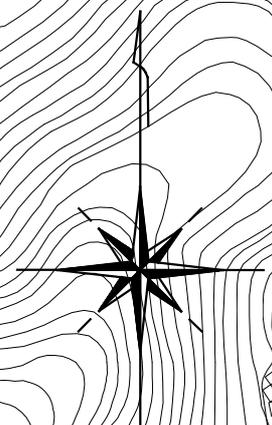
2 廃止する路線

路線名	起	点	重要な 経過地
	終	点	

安室 378号線	姫路市御立東二丁目500番6地先	
	姫路市御立東二丁目508番1地先	

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



北平野台町

県道姫路環状線

梅ヶ谷町

田寺東4丁目

認定 番号	路線名
1	城北344号線
2	城北345号線

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500

県道加路環状線



御立中一丁目

御立東四丁目

御立東二丁目

田寺八丁目

田寺東三丁目

田寺東二丁目

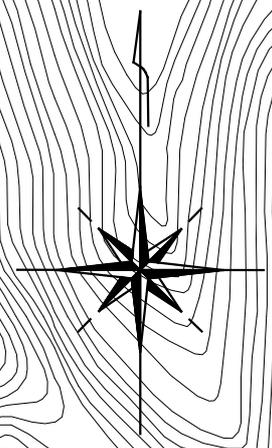
田寺七丁目

廃止	
番号	路線名
1	安室378号線

認定	
1	安室378号線
2	安室411号線
3	安室412号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



御立東三丁目

御立東四丁目

県道姫路環状線

御立東一丁目

認定	
番号	路線名
1	安室413号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



西今宿 8 丁目

市立高岡小学校

北今宿 3 丁目

西今宿 4 丁目

東今宿 6 丁目

西今宿 3 丁目

市立中央乳児
保育所

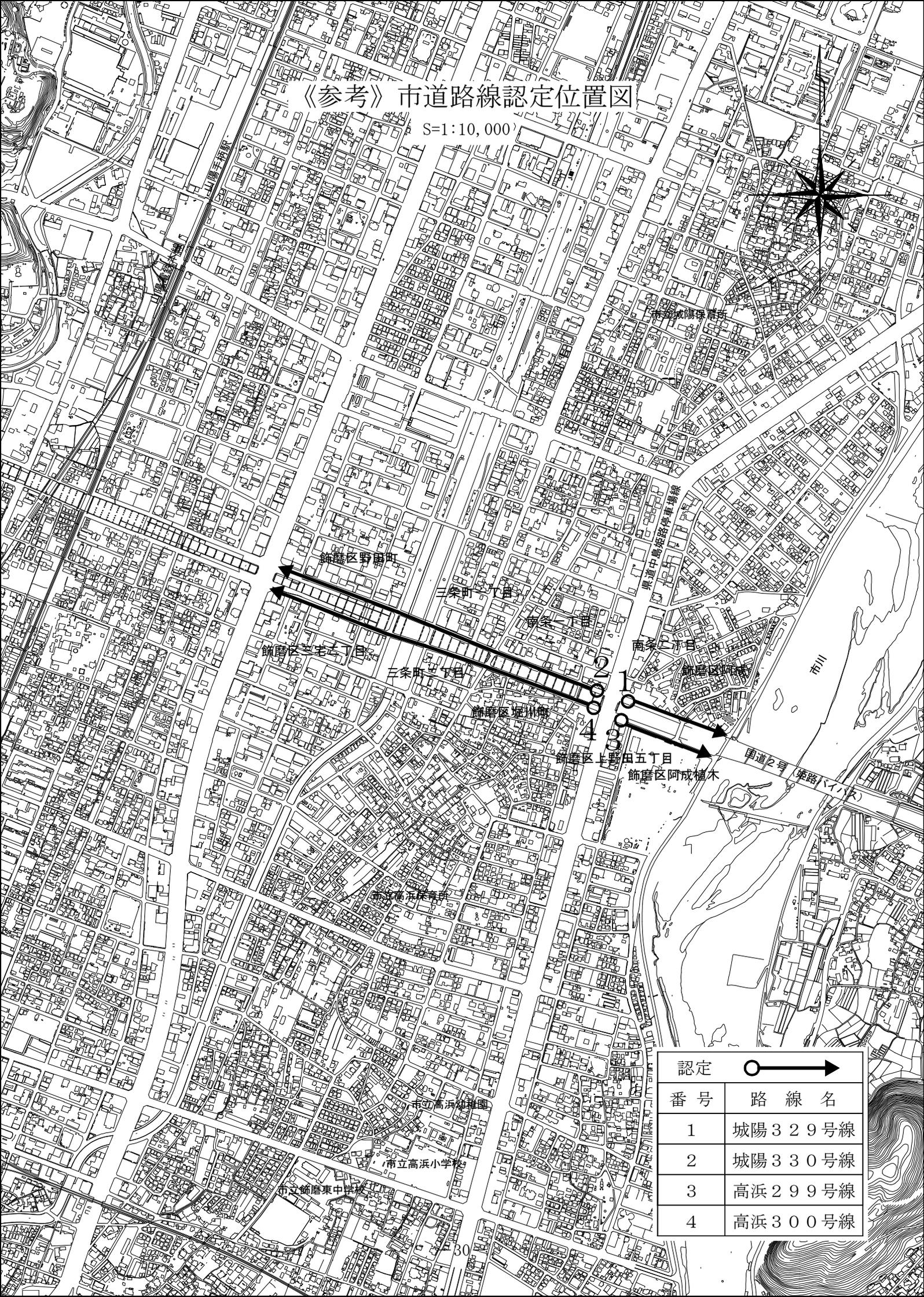
東今宿 5 丁目



認定	
番号	路線名
1	高岡310号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:10,000



認定 番号	路線名
1	城陽329号線
2	城陽330号線
3	高浜299号線
4	高浜300号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500

市立手柄保育所

船場川

飯田

主要地方道船路港線

手柄2号(船路バイパス)

飯田三丁目

認定	
番号	路線名
1	手柄232号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500

広畑区西蒲田

県道広畑青山線

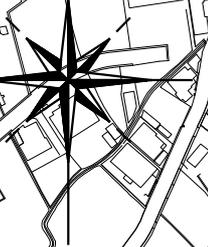
広畑区西夢前台四丁目

広畑区西蒲田

認定	
番号	路線名
1	八幡395号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



広畑区西蒲田

広畑区才

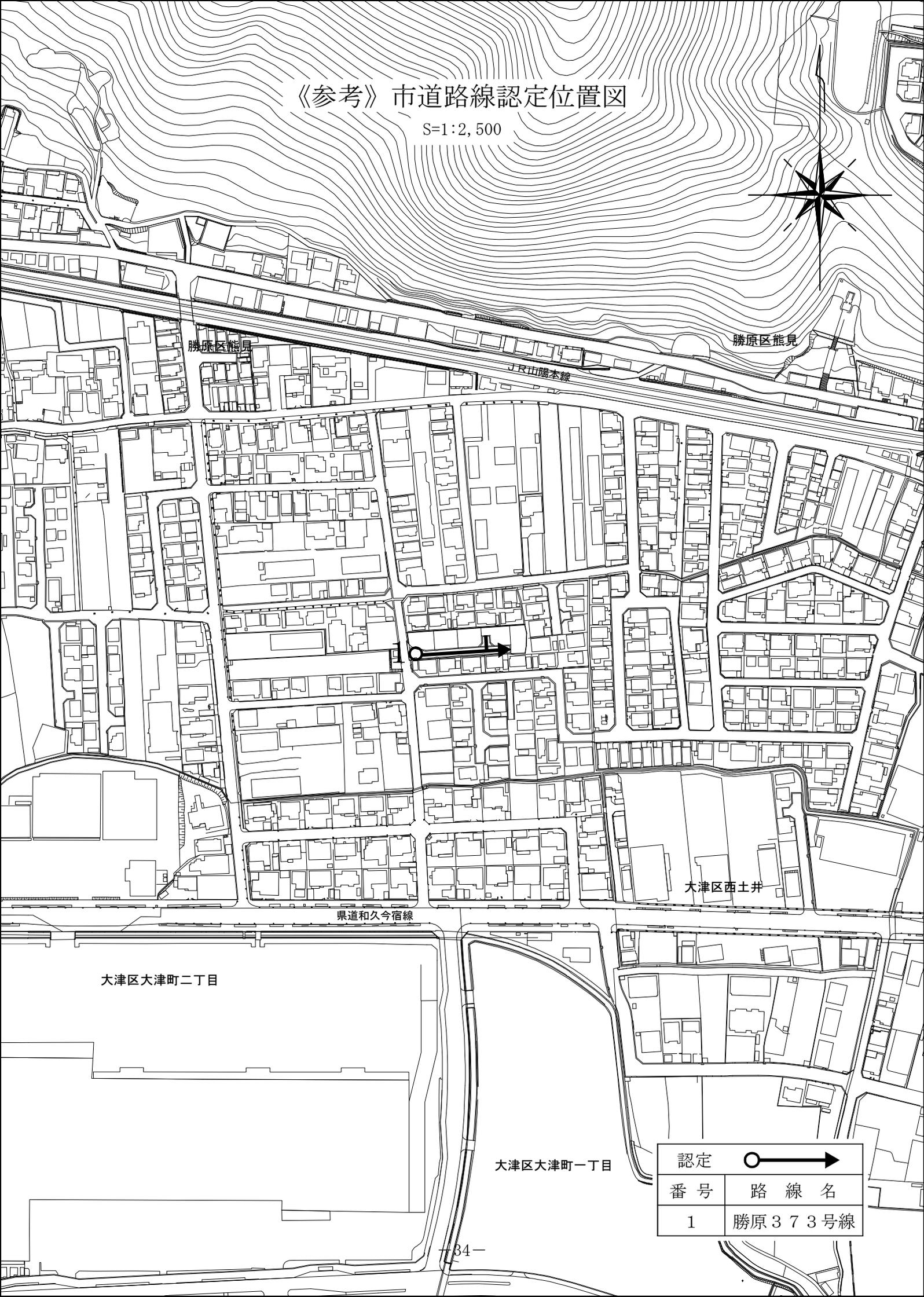
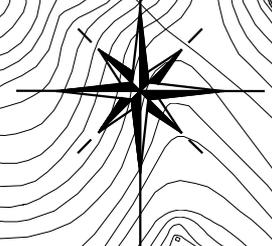
広畑区西夢前台七丁目

広畑区才

認定	
番号	路線名
1	八幡396号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



勝原区能見

勝原区能見

JR山陽本線

大津区西土井

県道と久今宿線

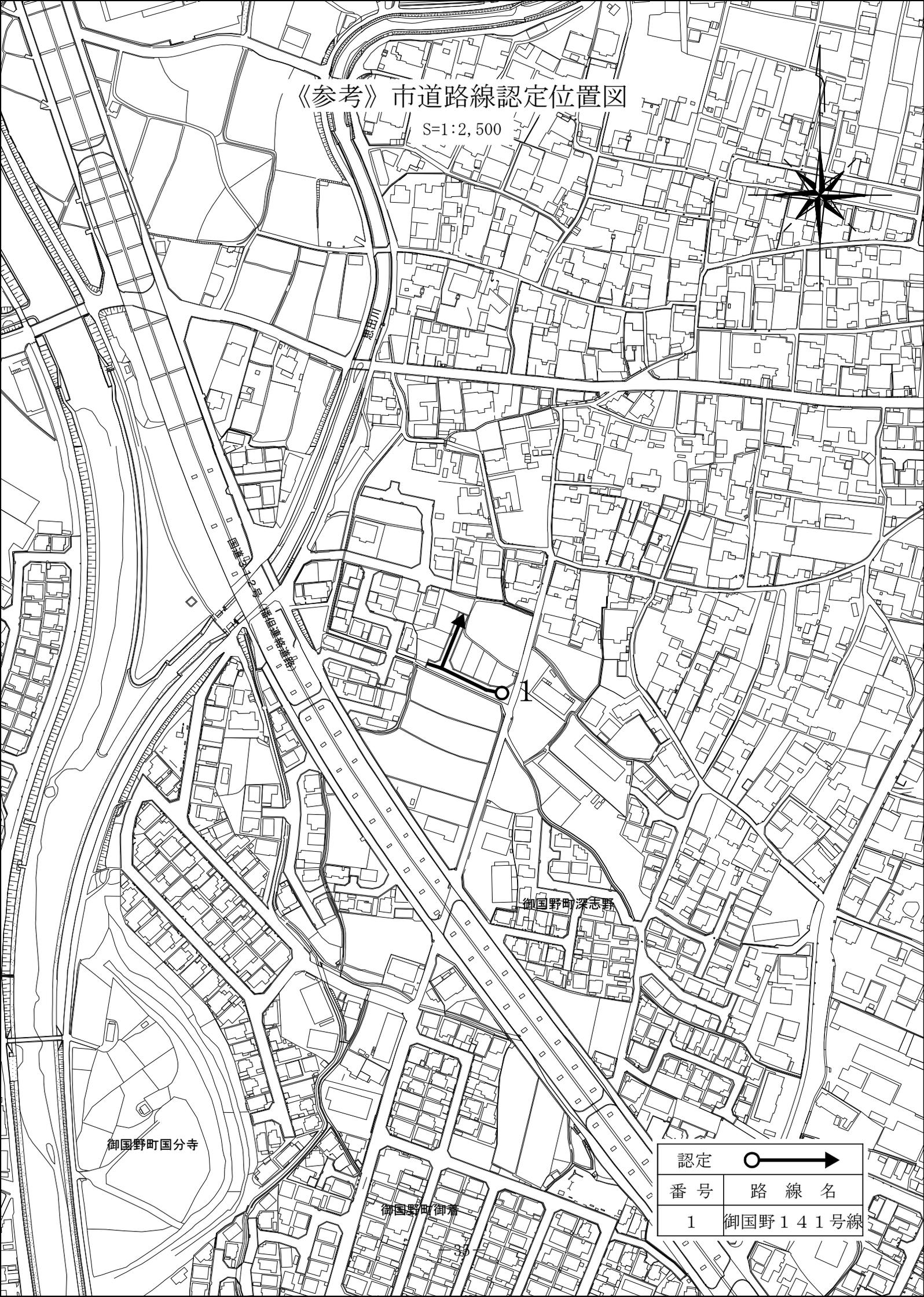
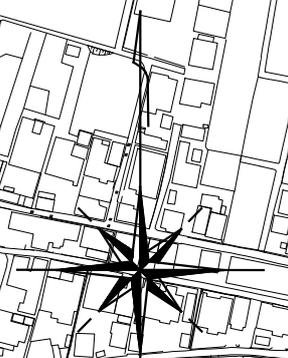
大津区大津町二丁目

大津区大津町一丁目

認定	
番号	路線名
1	勝原373号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



御国野町国分寺

御国野町深志野

御国野町御着

認定 番号	路線名
1	御国野141号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500

花田町加納原田

御国野町深志野



御国野町園分寺

県道花田御唐停車場線

認定 番号	路線名
1	御国野142号線

議 案 第 1 2 4 号

令和 6 年 9 月 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

令和 5 年度姫路市水道事業会計剰余金の処分について

下記のとおり令和 5 年度姫路市水道事業会計未処分利益剰余金 2, 1 9 1, 3 9 2, 5 3 0 円のうち、1, 2 7 9, 1 7 2, 9 4 7 円を建設改良積立金に積み立て、9 1 2, 2 1 9, 5 8 3 円を資本金に組み入れる。

地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により提出する。

記

令和 5 年度姫路市水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未処分利益剰余金
当年度末残高	42, 305, 774, 336	174, 555, 221	2, 191, 392, 530
議会の議決による処分額	912, 219, 583		△2, 191, 392, 530
減債積立金の積立			
建設改良積立金の積立			△1, 279, 172, 947
資本金への組入	912, 219, 583		△912, 219, 583
利益剰余金への組入			
処分後残高	43, 217, 993, 919	174, 555, 221	(繰越利益剰余金) 0

議 案 第 1 2 5 号

令和 6 年 9 月 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

令和 5 年度姫路市下水道事業会計剰余金の処分について

下記のとおり令和 5 年度姫路市下水道事業会計未処分利益剰余金 2 2 0, 1 1 0, 2 7 5 円のうち、3 0, 0 0 0, 0 0 0 円を資本金に組み入れる。

地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により提出する。

記

令和 5 年度姫路市下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未処分利益剰余金
当年度末残高	79,405,935,296	8,519,601,405	220,110,275
議会の議決による処分数額	30,000,000		△30,000,000
減債積立金の積立			
建設改良積立金の積立			
資本金への組入	30,000,000		△30,000,000
処分後残高	79,435,935,296	8,519,601,405	(繰越利益剰余金) 190,110,275

議 案 第 1 2 6 号

令和 6 年 9 月 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第1項の規定により本市の特定の事務を取り扱う郵便局を下記のとおり指定したい。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により提出する。

記

1 指定する郵便局の名称

姫路郵便局

2 指定する郵便局において取り扱う事務

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第6号から第9号までに掲げる事務（同条第8号に掲げる事務にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定に基づく同法第2条第7項の個人番号カードの交付の申請の受付に限る。）

3 事務を取り扱う期間

令和6年11月22日から令和7年3月31日まで

議 案 第 1 2 7 号

令和 6 年 9 月 4 日

姫路市長 清 元 秀 泰

議決更正について

令和5年10月2日議決を得た議案第126号旧姫路市中央卸売市場解体撤去工事請負契約の件中、契約金額を下記のとおり議決更正したい。

記

「1,936,000,000円」を「2,309,831,460円」に更正する。